

株式会社愛媛建築住宅センター
評価業務規程

第一章 総 則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社愛媛建築住宅センター（以下「当社」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) 代表取締役（以下「当社の長」という）が定める日

3 評価等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地及び、その業務区域)

第4条 評価等の業務を行う事務所の所在地及び業務区域は次の表に定めるとおりとする。

名 称	所 在 地	業 務 区 域
本社	松山市三番町四丁目4番地7	愛媛県全域
東予支店	西条市大町1412番地2	

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第5条 当社は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1項第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものと

する。

- 2 当社は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第6条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当社に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当社が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当社に対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更にかかるもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当社において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第7条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当社に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1336号第1から第3までに定める図書

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当社に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただ

し、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。(ただし、当社において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)

- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第8条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第9条 当社は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第5条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当社は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当社は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当社は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は当社の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当社に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当社に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当社に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 申請者は、当社が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当社に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (d) 当社は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより、当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当社が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第5条第1項」とあるのは「第5条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第10条 当社は、法、これに基づく命令及び告示並びに株式会社愛媛建築住宅センター住宅性能評価マニュアル及び株式会社愛媛建築住宅センター長期使用構造等確認マニュアルに従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請書又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当社は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を当社に提出する。

2 前項の場合においては、当社は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当社に通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、当社が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価の申請をしなければならない。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第13条 当社は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請書の協力が得られなかったことその他当社に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。

3 当社は第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨、書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項(3)を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。

この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第14条 第7条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当社が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当社が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第15条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当社に対し、次の各号（当社において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、（2）を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又第4項）の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当社に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当社において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当社に対し、次

の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3（1）イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3（1）ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ（1）若しくはハ（2）に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、当社に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第16条 長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第17条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当社に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当社に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第17条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第18条 当社は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第5条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当社は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当社は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当社は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当社の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当社に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当社の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は、建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当社に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを当社に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当社に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

- (c) 申請者は、当社が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当社に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当社は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求することができることと、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当社が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

- 第19条 当社は、法、これに基づく命令及び告示並びに株式会社愛媛建築住宅センター住宅性能評価マニュアル及び株式会社愛媛建築住宅センター長期使用構造等確認マニュアルに従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当社は、そ

の是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第20条 申請者は、当社に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記第1号様式により通知しなければならないものとする。

2 当社は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当社に提出しなければならないものとする。

4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

5 当社は、検査を行ったときは、遅滞なく施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第21条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を当社に提出するものとする。

2 前項の場合においては、当社は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。

3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第22条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当社に通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、当社が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認の交付)

第23条 当社は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）の検査済証が交付されていないとき。
ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りではない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当社に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第13条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当社は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前4項（ただし、第1項(3)及び(4)を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第24条 第16条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第5号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当社が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に応ずる場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に応じない場合は軽微な変更に応じない旨の通知書を、軽微な変更に応ずるかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に応ずるかどうかが決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当社が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に応じない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

（評価員の選任）

- 第25条 当社の長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものと

する。

- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を終了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年見直しを行うものとする。

（評価員の解任）

第26条 当社の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

第27条 評価等の業務を実施するため、評価員を次のように配置する。

本社・支店	配置評価員数
本社	6名以上
東予支店	2名以上

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 本社、又は各支店の評価員が止むを得ない事情により、評価等の業務を実施できない場合にあっては、本社、又は支店の評価員が臨時に評価等の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、本社、又は支店において当該評価等の業務を行う。
- 4 当社は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な処置を構ずる。

（評価員の教育）

第28条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、当社の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第29条 評価等の業務に従事する職員を、第27条第1項の規定により配置された評価員を含め、株式会社愛媛建築住宅センターに10人以上配置する。

- 2 当社は、当社の長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十

分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第30条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は別記第2号様式による。

(秘密保持義務)

第31条 当社の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第32条 申請者は、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、銀行振込により収納する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第33条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。なお、減額する場合の減額率の上限等に関しては別表6のとおりとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当社が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当社が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第4項）の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第23項及び同法第18条第32号）の検査の申請を行うとき。
- (5) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく住宅の検査で、同法に定める基準に適合することを証明する適合証明業務を行うとき。

- (6) 同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当社が判断したとき。
- (7) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (8) 戸建て住宅にあっては年間に概ね50戸以上、共同住宅等にあっては年間に概ね50戸以上の申請が見込めるときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当社の長が判断したとき。
- (9) 当社が定める期間内あるいは特定地域において、一定回数以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、評価等の業務が効率的に実施できると当社が判断したとき。
- (10) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (11) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の業務について、年間契約するとき。
- (12) あらかじめ当社の長が指定する電子情報処理組織を用いて申請書等を作成し、提出するとき。

(評価料金等を増額するための要件)

第34条 評価料金等は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。なお、増額する場合の増額率は、その内容に応じて別途協議することができる。

- (1) 当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件の建設住宅性能評価の評価を行うとき。
- (2) 申請者の依頼により、第3条第2項の休日に評価等の業務を行うとき。
- (3) 申請者の依頼により、通常より短期間に評価等の業務を行うとき。
- (4) 申請者の協力が得られない、評価等の業務の提出図書の著しく多い補正その他当社の責に帰することのできない事由等により業務期日が延期したとき。
- (5) 評価等の業務の審査中に、申請者の依頼により再審査が必要になったとき。

(評価料金等の返還)

第35条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし当社の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず建設住宅性能評価申請のために納入された評価料金の場合は、別表7に基づき評価料の一部を返還することができる。

(負担金の納付)

第36条 当社は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑則

(登録の区分等の揭示)

第37条 当社は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように揭示するとともに、インタ

ーネットに開設した当社のホームページ（URL:<https://www.ehime-center.co.jp>）において公表するものとする。

（評価業務規程等の公開）

第38条 当社は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表の備付け）

第39条 当社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第40条 利害関係人は、当社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)の請求をするには、1枚につき100円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存）

第41条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、次に掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書

の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第42条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れる事のない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第43条 当社は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第44条 当社の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当社の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 当社の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第45条 当社は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間3000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕

疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第46条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当社に相談をすることができる。この場合においては、当社は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。
この規程は、平成19年7月21日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年5月6日から施行する。
この規程は、平成21年6月25日から施行する。
この規程は、平成21年12月22日から施行する。
この規程は、平成22年7月1日から施行する。
この規程は、平成24年7月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年9月14日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和1年12月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年2月20日から施行する。
この規程は、令和4年10月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年10月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

評価の業務の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	当社の登録番号
4～5桁目	当社の事務所毎に付する番号「00」
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

長期使用構造等確認の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	当社の登録番号
4～5桁目	当社の事務所毎に付する番号「00」
6～9桁目	西暦

1 0 桁目	1 : 新築 2 : 増築・改築 3 : 建築行為なし
1 1 桁目	1 : 一戸建ての住宅 2 : 共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

性能評価料金

別表 2 設計住宅性能評価の申請料金

(消費税込)

	(い) 床面積の合計	(ろ)手数料の額(円)	
戸建住宅	100 m ² 以内	42,900	
	100 m ² を越え 300 m ² 以内	49,500	
	300 m ² を越えるもの	99,000	
共同住宅等		住棟料金	住戸料金
	300 m ² 以内	55,000	M×4,400
	300 m ² を越え 1,000 m ² 以内	99,000	M×4,400
	1,000 m ² を越え 2,000 m ² 以内	165,000	M×4,400
	2,000 m ² を越え 5,000 m ² 以内	275,000	M×4,400
	5,000 m ² を越え 8,000 m ² 以内	330,000	M×4,400
	8,000 m ² を越え 10,000 m ² 以内	385,000	M×4,400
	10,000 m ² を越え 20,000 m ² 以内	440,000	M×4,400
	20,000 m ² を越え 30,000 m ² 以内	517,000	M×4,400
	30,000 m ² を越え 40,000 m ² 以内	627,000	M×4,400
	40,000 m ² を越え 50,000 m ² 以内	748,000	M×4,400
	50,000 m ² を越えるもの	847,000	M×4,400

- * 戸建住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金に 19,800 円を加えた額とする。
- * 共同住宅等料金：住棟料金＋住戸料金
- * M：評価対象戸数とする。
- * 建築行為を伴わない既存住宅に係るものは別途見積りとなります。

別表 3 建設住宅性能評価の申請料金

(消費税込)

	(い) 床面積の合計	(ろ)手数料の額(円)
--	------------	-------------

戸建住宅	100 m ² 以内	90,200	
	100 m ² を越え 300 m ² 以内	103,400	
	300 m ² を越えるもの	169,400	
共同住宅等		住棟料金	住戸料金
	300 m ² 以内	99,000	M×9,900
	300 m ² を越え 1,000 m ² 以内	176,000	M×9,900
	1,000 m ² を越え 2,000 m ² 以内	220,000	M×9,900
	2,000 m ² を越え 5,000 m ² 以内	275,000	M×9,900
	5,000 m ² を越え 8,000 m ² 以内	330,000	M×9,900
	8,000 m ² を越え 10,000 m ² 以内	385,000	M×9,900
	10,000 m ² を越え 20,000 m ² 以内	451,000	M×9,900
	20,000 m ² を越え 30,000 m ² 以内	539,000	M×9,900
	30,000 m ² を越え 40,000 m ² 以内	649,000	M×9,900
	40,000 m ² を越え 50,000 m ² 以内	792,000	M×9,900
	50,000 m ² を越えるもの	1,034,000	M×9,900

＊ 紛争処理負担金を含む額とする。

追加項目	追加料金（戸建）	追加料金（共同）
火災時の安全に関すること	1,100	M×1,100
空気環境に関すること	1,100	M×1,100
光・視環境に関すること	1,100	M×1,100
音環境に関すること	1,100	M×1,100
高齢者等への配慮に関すること	1,100	M×1,100
防犯に関すること	1,100	M×1,100

＊ 共同住宅等料金：住棟料金＋住戸料金

＊ 複数追加の場合は、追加の合計金額から 20%減額

＊ 追加項目の料金は、設計評価、建設評価それぞれに加算する。

＊ M：評価対象戸数とする。

＊ 『6-3 室内空気中の化学物質の濃度等』を選択した場合は、当社化学物質濃度測定手数料を加算する。

※遠隔地は別途出張旅費をいただきます。

別表 4 既存住宅性能評価の申請料金（一戸建て住宅に限る）

（消費税込）

摘 要	数 量	手数料の額（円）	備 考
現況検査（設計図書あり）		64,900	
特定現況検査（ 〃 ）		31,350	
個別性能			
1. 構造の安定に関すること	1 式	44,000	※

2. 火災時の安全に関すること	1 式	6,270	
3. 劣化の軽減に関すること	1 式	6,270	
4. 維持管理・更新に関すること	1 式	6,270	
5. 省エネ（断熱等性能等級）	1 式	20,900	※
6. 省エネ（1次エネルギー消費量等級）	1 式	26,180	※
7. 空気環境に関すること	1 式	6,270	
8. 光・視環境に関すること	1 式	6,270	※
9. 高齢者等への配慮に関すること	1 式	6,270	
10. 防犯に関すること	1 式	6,270	

※各計算書がない場合は別途費用が必要です。

- ・この金額は、評価方法基準第4の3（1）ロに定める設計図書がある場合に限ります。設計図書がない場合は別途見積りとなります。
- ・共同住宅等は別途見積りとなります。
- ・建築行為を伴わない既存住宅に係るものと併せての申請は別途見積りとなります。

別表5 長期使用構造等確認又は住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請料金

（消費税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ)手数料の額(円)	
		新築	
戸建住宅	100 m ² 以内	46,200	
	100 m ² を越え 300 m ² 以内	52,800	
	300 m ² を越えるもの	107,800	
共同住宅等		住棟料金	住戸料金
	300 m ² 以内	63,800	M×4,400
	300 m ² を越え 1,000 m ² 以内	107,800	M×4,400
	1,000 m ² を越え 2,000 m ² 以内	176,000	M×4,400
	2,000 m ² を越え 5,000 m ² 以内	297,000	M×4,400
	5,000 m ² を越え 8,000 m ² 以内	352,000	M×4,400
	8,000 m ² を越え 10,000 m ² 以内	385,000	M×4,400
	10,000 m ² を越え 20,000 m ² 以内	462,000	M×4,400
	20,000 m ² を越え 30,000 m ² 以内	550,000	M×4,400
	30,000 m ² を越え 40,000 m ² 以内	660,000	M×4,400
	40,000 m ² を越え 50,000 m ² 以内	825,000	M×4,400
	50,000 m ² を越えるもの	935,000	M×4,400

※ 戸建住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金に 19,800 円を加えた額とする。

※ 共同住宅等料金：住棟料金＋住戸料金

※ M：評価対象戸数とする。

- * 長期使用構造等確認の申請において、増築・改築の手数料について戸建住宅は49,500円とする。また、共同住宅等は別途見積りとする。
- * 第14条に定める長期使用構造等に係る軽微変更該当証明書の手数料については4,400円とする。

別表6 第33条第1項各号（評価料金を減額するための要件）に該当する場合の減額率等

業務規程	減額要件	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の減額率上限	建設住宅性能評価減額率上限
第一号	住宅型式性能等	20%	—
第二号	認証型式住宅を含む住宅	20%	20%（検査3回） 30%（検査2回）
第三号	確認申請と併願	20%	—
第四号	完了検査・中間検査との併願	—	10%
第五号	適合証明との併願	10%	10%
第六号	同タイプ住戸が多いとき	戸建：40%	戸建：40%
		共同（住棟）：40%	共同（住棟）：40%
		共同（住戸）：60%	共同（住戸）：60%
		追加項目：50%	追加項目：50%
第七号	地方公共団体の申請	戸建：10%	—
		共同（住棟）：20%	—
第八号	年間に概ね50戸以上の申請見込み又は一定回数以上の申請が見込めるとき	戸建：40%	戸建：40%
第九号		共同（住棟）：40%	共同（住棟）：40%
		共同（住戸）：60%	共同（住戸）：60%
		追加項目：50%	追加項目：50%
第十号	一団の住宅の開発等	20%	20%
第十一号	年間契約	20%	20%
第十二号	電子申請等	20%	—

備考：1）複数の減額要件に該当する場合は、該当する要件の中で最も大きい減額率を適用することができる。

別表7 建設住宅性能評価申請における契約の取り下げ及び解除を行った場合に返還する評価料金

申請の取り下げを行った時期	評価料金に乗ずる率
第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.7
第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45

第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場検査の前日まで	0. 2
第4回の現場検査を実施した日以降	0. 0

第1号様式

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定による
検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

年 月 日

株式会社愛媛建築住宅センター
代表取締役 ○○ ○○ 殿

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規程に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日（完了した日）を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価交付番号 第 号

2. 設計住宅性能評価交付年月日 年 月 日

3. 設計住宅性能評価交付者

4. 検査対象工程に係る工事

5. 検査対象工程に係る工事の完了（予定）年月日 年 月 日

6. 建築場所

以上

（注意）

数字は算用数字を用いて下さい。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 として下さい。

2 一の申請者が、共同住宅等の複数の住戸に係る通知を行う場合、この通知一部をも

って通知を行うことができます。

第2号様式（業務規程第24条第2項）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条第1項	
評 価 員 証	写 真
氏 名	
登録番号	
有効期限	年 月 日
上記の者は、当社が選任した評価員であることを証する	
〒790-0003	
株式会社 愛媛建築住宅センター	松山市三番町四丁目4番地7
	電話 089-931-3336

住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条第1項	
評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者	写 真
氏 名	
登録番号	
有効期限	年 月 日
上記の者は、当社が選任した評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者であることを証する	
〒790-0003	
株式会社 愛媛建築住宅センター	松山市三番町四丁目4番地7
	電話 089-931-3336